

六 軍事大国

(二口メモ)

- 一 「軍事大国」という言葉は、法令上の用語ではなく、その明確な定義をすることは難しいが、一般には、アメリカ及び旧ソ連のように強大な軍事力を持った国家のことを意味するものとして用いられている。
- 二 また、我が国は、憲法第九条により、自衛のための必要最小限度の実力の保持しかできないと解されているが、憲法に違反し、その範囲を超える実力を持つようなことになれば、軍事大国というべきものに相当するというような意味で使われることもある。

(国会答弁例)

〔衆・内閣委 昭五二・一〇・二七〕
福田内閣総理大臣 答弁

○市川委員 総理は八月十八日、ASEAN歴訪の最終地マニラにおきまして、三つの原則をマニラ声明の中で明らかにされたわけです。この中の第一として、日本は軍事大国にならないということを決意している、こういう言葉があるわけですが、総理がおっしゃっている、日本は軍事大国にならないという、この軍事大国というのは何かはつきりとした原則をお持ちなのかどうか。基準をお持ちなのかどうか。

○福田内閣総理大臣 わが国が平和国家であるということは、もう大方の世界じゅうの国が理解しておると思うのです。しかし一部に、経済大国はもう当然というか、流れといたしまして自然に軍事大国化していく

ものだという歴史も一方にあるわけです。その歴史的な流れを踏まえまして、いずれは日本の国は経済大國にとどまらぬ、経済大國を踏まえて軍事大國化するのではないかというような見方をする人があるわけなんです。・・・東南アジア諸國を旅行した、この機会に、これを東南アジア隣組の皆さんに誤解がないように、また同時に、世界全体といたしましても正しくわが國の立場を理解するように、さように考えまして、マニラで発言をした、その第一項目として日本は再び軍事大國にはならぬ、こういうふう宣言をしたわけなんです。軍事大國にならぬということはわが國の憲法でちゃんと決まっております。その憲法ののりを越えぬということでありませぬ。すなわち、わが國は自衛力は持つ、持つけれども、他國を脅威するようなあるいは他國を侵略するような、そういう軍備は持ちませぬ、こういうことでありまして、軍事大國というのはどういう限界かというお尋ねでありますれば憲法の規定に従う、こういうことでございます。

○市川委員　・・・いまの世界で総理が軍事大國だと認識されている國はどんな國がございますか。どうですか。

○福田内閣総理大臣　まあ常識論でございますが、米ソ兩國のごときは軍事大國じゃないか、かように思います。

〔参・安保、沖繩・北方特別委 昭五五・一〇・二四〕
大村 防衛庁長官 答弁

○國務大臣（大村襄治君）　軍事大國という言葉につきましては、いろいろ用いられている例があるかと思うのでございますが、先生が御指摘になりましたような強大な軍事力を擁している國（注 米ソだけと指摘している。）が、いわゆる軍事大國ということになるのではないかと思うわけでございます。

そこで、わが國は御指摘のように専守防衛の原則に基づき、わが國の自衛のために必要な限度内での防衛

力を保持することとしておるのでございますが、この範囲を超えて他国に侵略的、攻撃的脅威を与えるような防衛力を保持し、あるいはそれを背景にして外交政策をとるようなことが万一あれば、それはあるいは軍事大国というものに相当するかもしれないと思うのでございますが、もとよりわが国といたしましてはそのようなことは全く考えておらない……

〔参・本会議 昭五六・一・三〇〕
〔鈴木内閣総理大臣 答弁〕

○国務大臣（鈴木善幸君）……わが国の防衛のため必要とする範囲を超え、他国に脅威を与えるような強大な軍事力を保持することになれば、それは軍事大国と言ふべきものであります。わが国が目指しているところでないことはたびたび申し上げておるところでございます……

〔参・予算委 昭五六・三・一九〕
〔角田内閣法制局長官 答弁〕

○堀江正夫君……軍事大国って何だと。これはひとつまず法制局長官、概念規定をお聞かせください。
○政府委員（角田禮次郎君） 軍事大国という言葉は、もう専守防衛以上に政治的と申しますか、非法律的な用語でございますから、私はとても定義はできませんが、あえて申し上げれば、憲法の九条というものでわが国は自衛のため必要最小限度の武力行使しかしないし、またそれに相応する必要最小限度の実力の保持しかできないのだと、そういうことが憲法九条の解釈として言われておりますから、それと相反するような防衛力を持つというようなのが、恐らく軍事大国という意味で使われているのだらうと思ひます。